

四日市市告示第71号

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月5日

四日市市長 田中俊行

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成15年四日市市告示第389号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知)別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「次世代育成交付金要綱」という。)6(6)に定める施設及び設備</u></p> <p>(3) <u>「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教</u></p>	<p>(交付対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>「平成17年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」(平成17年11月25日厚生労働省発雇児第1125001号厚生労働事務次官通知)別紙「平成17年度次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「次世代育成交付金要綱」という。)6(5)に定める施設及び設備</u></p>

育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)別紙「安心こども基金管理運営要領」別添「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)による特別対策事業」の「保育所緊急整備事業(別添1)」(以下「安心こども基金管理運営要領別添1」という。)

に定める施設及び設備

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、施設等の新築、増築、改築、拡張、大規模修繕等に要する経費のうち、次の各号に該当するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) その他国庫補助対象経費(第3条第1号、第5号及び第7号に規定する施設等にあつては県補助対象経費)又は地域介護交付金要綱及び次世代育成交付金要綱及び安心こども基金管理運営要領1に定める対象経費

(市町村交付金に係る補助金交付額)

第6条 (略)

2 安心こども基金管理運営要領別添1

に定める市町村交付金に係る補助金の交付額は、別添1の3(1)、(2)、(3-1)、(3-2)に該当する場合

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、施設等の新築、増築、改築、拡張、大規模修繕等に要する経費のうち、次の各号に該当するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) その他国庫補助対象経費(第3条第1号、第4号及び第6号に規定する施設等にあつては県補助対象経費)又は地域介護交付金要綱及び次世代育成交付金要綱に定める対象経費

(市町村交付金に係る補助金交付額)

第6条 (略)

は県補助金交付金の額に1.125を乗じた額、別添1の3(4)に該当する場合は県補助金交付金の額に1.5を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

(市単独補助金交付額)

第7条 第3条第1号から第5号までに係る整備事業の市単独補助金の交付額は、別表第1の補助基準額に補助率を乗じた額とする。

2 第3条第6号及び第7号に係る整備事業の市単独補助金の交付額は、別表第2の単価に単位を乗じた額又は実支出額のいずれか少ない額とする。

3 (略)

(補助金交付方法)

第9条 (略)

2 (略)

3 第3条第5号又は第7号に規定する施設を整備する場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で一括交付できるものとする。

(市単独補助金交付額)

第7条 第3条第1号から第4号までに係る整備事業の市単独補助金の交付額は、別表第1の補助基準額に補助率を乗じた額とする。

2 第3条第5号及び第6号に係る整備事業の市単独補助金の交付額は、別表第2の単価に単位を乗じた額又は実支出額のいずれか少ない額とする。

3 (略)

(補助金交付方法)

第9条 (略)

2 (略)

3 第3条第4号又は第6号に規定する施設を整備する場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で一括交付できるものとする。

改正後

別表第 1

種別	区分	補助基準額	補助率
(略)			
市町村交付金対象施設	<u>次世代育成交付金要綱 4</u> 又は <u>安心こども基金管理運営要領別添 1</u> で規定する <u>児童福祉施設等</u>	① <u>次世代育成交付金要綱及び安心こども基金管理運営要領別添 1 の 3 (4) に該当する場合は、国又は県補助金交付金額に 2 分の 1 を乗じた額又は実支出額から第 6 条の補助金を控除した額のいずれか少ない額</u> ② <u>安心こども基金管理運営要領別添 1 の 3 (1)、(2)、(3-1)、(3-2) に該当する場合は、県補助金交付金額に 8 分の 3 を乗じた額又は実支出額から第 6 条の補助金を控除した額のいずれか少ない額</u>	(略)
国	(略)		
県補助金交付対象施設	共同生活援助及び共同生活介護事業所 第 3 条第 5 号に規定する施設	(略)	(略)

改正前

別表第 1

種別	区分	補助基準額	補助率
(略)			
市町村交付金対象施設	<u>次世代育成交付金要綱 4</u> で規定する児童福祉施設等	国交付金額に 2 分の 1 を乗じた額又は実支出額から第 6 条の補助金を控除した額のいずれか少ない額	(略)
国	(略)		
県補助金交付対象施設	共同生活援助及び共同生活介護事業所 第 3 条第 4 号に規定する施設	(略)	

改正後

別表第 2

種別	区分	単価	単位
市町村交付金対象施設	第 3 条第 6 号に規定する施設		
	(略)		
	第 3 条第 7 号に規定する施設		
	(略)		

改正前

別表第2

種別	区分	単価	単位
市町村交付 金対象施設	第3条第5号に規定する施設		
	(略)		
	第3条第6号に規定する施設		
	(略)		

改正後

別表第3

交付総額等		補助金交付方法
次世代育成交付金要綱に基づく交付金相当額に1.5を乗じた額		<del>一括交付とする。</del>
市 単 独 補 助 金	(略)	

改正前

別表第3

交付総額等		補助金交付方法
次世代育成交付金要綱に基づく交付金相当額に1.5を乗じた額		一括交付とする。
市 単 独 補 助 金	(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日以後に行われた施設整備事業から適用する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日以前に改正前の四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定された補助金の支払いについては、なお従前の例による。

(健康福祉部健康福祉課)